

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	執行機関名 春日部市長
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	春日部市	
4. 届出番号	11	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/k-shisaku/my-number/johorenkei.html	

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 別表第3 第2の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	春日部市重度障害者等訪問入浴サービス事業実施規則(平成19年規則第42号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の <u>実現に寄与すること</u> を目的とする	第1条 この規則は、 <u>身体又は精神上の障害等により家庭において入浴することが困難な在宅の重度障害児・者(以下「障害者等」という。)</u> の生活を支援するため、居宅において入浴の介護を行うサービス(以下「訪問入浴サービス」という。)を提供することにより、 <u>障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等</u> 及び介護者の負担の軽減を図るために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第3項の規定に基づく移動浴槽車により家庭を訪問して訪問入浴サービスを提供する訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		春日部市重度障害者等訪問入浴サービス事業実施規則(平成19年規則第42号)